

工業統計調査 利用上の注意

1 注意事項

- (1) これは、平成 17 年～22 年、24 年～26 年、29 年～令和元年に実施された工業統計調査における尾道市内の製造事業所について、本市が独自に集計した結果である。したがって、今回公表の数値は、広島県及び経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) 表中の数値は四捨五入したため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (3) 1 つの事業所内で複数の産業分類項目に該当する品目が製造されている場合、原則として、主な製造品目が属する産業分類にその事業所全体を決定するので（産業格付）、各品目の当該年の製造品出荷額等の割合が変動した場合、その事業所の属する産業分類が前年と異なる場合がある。
- (4) 平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他の収入額」、材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成 18 年以前の数値とは接続しない。
- (5) 平成 20 年に産業分類の改定があったため、それ以前の分類番号と異なる項目がある。

旧分類（平成 19 年まで）		新分類（平成 20 年以降）	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	木材・木製品製造業（家具を除く）	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業
19	プラスチック製品製造業	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

(6) 調査基準日

年次	基準年月	
	事業所数・従業者数	現金給与総額・原材料使用額等・製造品出荷額等
平成 16年	平成 16年 12月 31日	平成 16年 1月～12月
17年	17年 12月 31日	17年 1月～12月
18年	18年 12月 31日	18年 1月～12月
19年	19年 12月 31日	19年 1月～12月
20年	20年 12月 31日	20年 1月～12月
21年	21年 12月 31日	21年 1月～12月
22年	22年 12月 31日	22年 1月～12月
24年	24年 12月 31日	24年 1月～12月
25年	25年 12月 31日	25年 1月～12月
26年	26年 12月 31日	26年 1月～12月
29年	29年 6月 1日	28年 1月～12月
30年	30年 6月 1日	29年 1月～12月
令和 元年	令和 元年 6月 1日	30年 1月～12月

2 数値及び記号

- (1) 各項目の数値は四捨五入（金額は単位未満、比率は小数点以下第2位）しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表中の記号は次のとおり。
 - 「－」……………該当数値なし
 - 「0」、「0.0」……四捨五入のため単位に満たないもの
 - 「△」……………マイナス数値
 - 「X」……………集計対象となる事業所が1又は2のとき、これに該当する集計結果をそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるため、秘匿した箇所。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

3 主な集計項目と用語の説明

①事業所

事業所とは一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

②従業者

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、掲載している統計表の従業者数は、臨時雇用者を除いたものである。

(ア) 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で、無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。

(イ) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

a 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

b 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ

18日以上雇われた者

- c 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
- d 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- e 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(a)「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。

(b)「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

(c)「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(ウ) 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

④現金給与総額

1年間（1～12月）に、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

⑤原材料使用額等

1年間（1～12月）における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

(ア) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

(イ) 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

(ウ) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

(エ) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

(オ) 転売した商品の仕入額とは、1年間（1～12月）において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

⑥製造品出荷額等

1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくずと廃物の出荷額、及びその他収入額（修理料収入等）の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

(ア) 製造品の出荷（製造品出荷額）とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事務所に支給して製造させたものを含む）を、1年間（1～12月）にその事業所から出荷した場合（出荷した額）をいう。また、次のものも製造品出荷（額）に含ま

れる。

a 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

b 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

c 委託販売に出したもの（販売済みではないものを含み、1年間に返品されたものを除く）

(イ) 加工賃収入額とは、1年間（1～12月）に他企業の所有に属する主要原料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

(ウ) その他の収入額とは、上記（ア）及び（イ）以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

⑦付加価値額の計算式

(ア) 従業者 30人以上の事業所の場合

＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）

＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

(イ) 従業者 4～29人の事業所の場合（＝粗付加価値額）

＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

⑧粗付加価値額の計算式

＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

※詳しくは、経済産業省－統計－工業統計調査のホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

問い合わせ先

尾道市政策企画課協働統計係

電話 0848-38-9314